

許可番号 第07620013667号

産業廃棄物処分業許可証

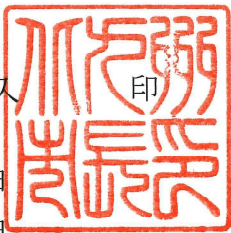
住 所 北九州市戸畑区銀座一丁目5番6号

氏 名 岸川商事 株式会社

(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 新名 宗明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 武 内 和 久



許 可 の 年 月 日 令和 6年 1月 5日
許 可 の 有 効 年 月 日 令和 11年 1月 4日

1 事業の範囲

事業の区分

中間処理業（破碎）

産業廃棄物の種類

破碎 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、木くず、
金属くず（自動車等破碎物を除く。）、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）
以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類：破碎施設

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
以上4種類

設置場所：北九州市戸畑区銀座一丁目48番

設置年月日：平成20年4月9日

処理能力：廃プラスチック類 1日あたり3.5トン（8時間）
木くず 1日あたり3.2トン（8時間）
金属くず 1日あたり3.2トン（8時間）
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 1日あたり3.9トン（8時間）

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

昭和64年	1月	5日	新規許可	平成 6年	1月	5日	更新許可
平成 6年	5月	23日	変更許可	平成 9年	12月	19日	変更許可
平成10年	10月	28日	変更許可	平成11年	1月	5日	更新許可
平成16年	1月	5日	更新許可	平成21年	1月	5日	更新許可
平成26年	1月	5日	更新許可	平成31年	1月	5日	更新許可
令和 6年	1月	5日	更新許可				

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無